

平成 3 0 年度における差別相談事例について

1 本市における相談の受付状況

(1) 相談分野別件数

	行政 機関	教育	雇用・ 就労	公共交通 機関	医療・ 福祉	サービス (買物等)	災害時	その他	合計
H29	2	4	6	4	3	6	0	2	27
H30※	0	0	4	1	1	2	0	2	10

※平成 3 0 年 4 月～平成 3 1 年 2 月までの実績。

(2) 相談者の障がい種別ごとの取扱件数

	視覚	聴覚	肢体 不自由	知的	精神	発達	難病	その他	合計
H29	3	1	6	3	3	8	1	2	27
H30※	0	0	1	4	3	2	0	0	10

※平成 3 0 年 4 月～平成 3 1 年 2 月までの実績。

※重複障がいのある方については、主な障がい種別でカウント。

(3) 相談分野と障がい種別との関係

	視覚		聴覚		肢体		知的		精神		発達		難病		その他	
	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30
行政	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0
雇・就	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1	2	0	0	0	0	0
交通	2	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
医・福	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0
サービス	1	0	1	0	1	0	0	2	1	0	1	0	1	0	0	0
災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0
合計	3	0	1	0	6	1	3	4	3	3	8	2	1	0	2	0

(4) 相談者区分

	H 2 9	H 3 0
障がい者本人からの相談	12	3
障がい者の家族からの相談	8	3
その他（福祉施設や相談事業所等）	7	4

2 代表的な差別相談事例

【代表事例1】 障がい特性への配慮について

分野	雇用・就労	障がい種別	知的障がい（自閉症）	相談者	家族
相談内容	<p>現場リーダー（※リーダーも施設の利用者である）との関係が悪化していることにより、4月末で以降の契約を更新しないと言われているが、兄を辞めさせたくない。</p> <p>【参考】 関係が悪化した原因として、本人の問題となる行為（シフトを勝手に書き込む、人がいて危ないにも関わらずラックを動かす、無言電話をする、現場リーダーの自家用車のドアを勝手にいじる）があるが、障がい特性ではないかと考えられる。</p>				
対応	<p>就労施設を訪問し、言葉で伝わらない部分は視覚に訴える方法で注意を促す、などの合理的配慮が行われているかを確認。シフトはPC管理とし、注意を促すテプラを貼るなどの合理的配慮は行われていた。しかし、本人のこだわりが強く対応に苦慮しているようであった。契約更新については、本人も交え話し合いを重ねていくよう助言を行った。</p>				
結果	<p>上記を結果として伝え、家族に報告。</p>				

【代表事例2】 契約変更について

分野	雇用・就労	障がい種別	知的障がい（自閉症）	相談者	家族
相談内容	<p>代表事例1から継続。利用者である現場リーダーとの関係が悪化している。そのため時間が被らないように就業時間を短くされた。また、今後1回でも迷惑行為をしたら辞めてもらう、という通達もあった。変更になんてできない。</p>				
対応	<p>就労施設を訪問し、確認を行った。本人の行為に関して「現場リーダーの心労が募っているため、距離を持たせるための調整であり、迷惑行為をしたら辞めてもらうというのは、作業リーダーに心労を理解してもらうために言った」とのことであった。就業時間についても、現状が落ち着いたら改めて時間を増やすことを考えている旨の回答があった。</p>				
結果	<p>両者がそれぞれ行っている仕事内容や業務量を理由にした契約内容の変更であり、障がいを理由としたものではないため、「差別」には非該当とした。その他労働問題の観点では判断はしていない。</p>				

【代表事例3】 タクシーの配車拒否について

分野	公共交通	障がい種別	精神障がい	相談者	相談支援事業所
相談内容	地域のタクシー会社3社全てから、タクシーの手配をしても「出払っている」と断られてしまう。相談支援事業所から依頼するも、相談者の名前を言い出した途端、「車が出払っており、配車できない。」と断られた。				
対応	うち1社に確認すると、タクシー利用時のマナーの悪さ（タクシーに行く先々で待たせる、感情が抑えられず、大声で家族を怒鳴るなど）が配車拒否の要因であるようであった。本人・家族にマナーを守ってもらえるよう説明を行うとともに、社内で使えるようなイラスト付きの説明書をタクシー会社に郵送した。そのタクシー会社から他の2社に対しても働きかけてくれるとのことだった。				
結果	障がいを理由として断っていたのではなく、タクシーの利用マナーが原因であったため、差別非該当。相互理解・歩み寄りが行われた。				